

◎新潟県告示第644号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業期間 令和元年10月30日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟市